

公取協だより

ジャパンフィッシングショー2017 フィッシングショーOSAKA2017開催される

平成29年1月20日（金）～22日（日）の3日間、横浜市・パシフィコ横浜で『ジャパンフィッシングショー2017』（（一社）日本釣用品工業会主催）、平成29年2月3日（金）～5日（日）の3日間、大阪市・インテックス大阪で『フィッシングショーOSAKA2017』（大阪釣具協同組合主催）がそれぞれ開催されました。

当協議会では、「全国釣竿公正取引協議会とは」の表題で会員企業一覧表、釣竿の会員対象調査及び実地調査を纏めたパネル、公正競争規約・公正マークのパネル、また、「感電注意！電力会社・JRからもお願い」の表題で電力会社・JRによる感電事故注意チラシを掲示し、安全な電気の使い方のDVDを上映しました。

昨年に引き続き、小間内に踏切と架線の簡単な模型を作りました。架線に釣竿が触れなくても、センサーの働きによって釣竿がブルブルと振動し、電光板に感電注意の文字とガイコツの絵が現れる仕掛けとなりました。大勢の来場者に、触れなくても感電する話をさせて頂きました。来場者アンケート、ステッカー・チラシ等の配布を実施しました。

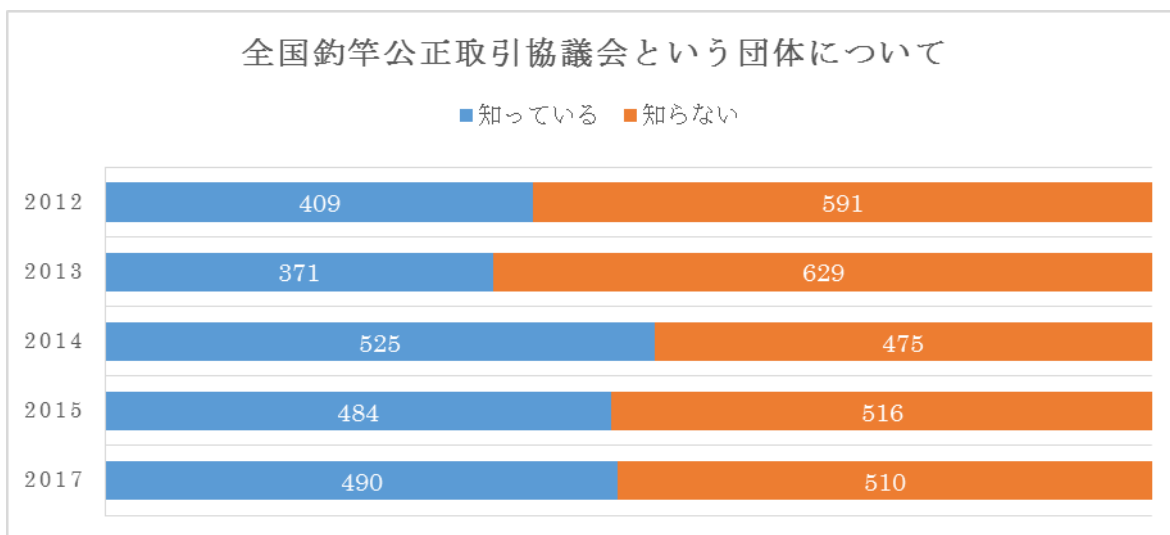
また、会員の皆様には「会員証」の掲示をご協力いただき無事に終了することが出来ました。

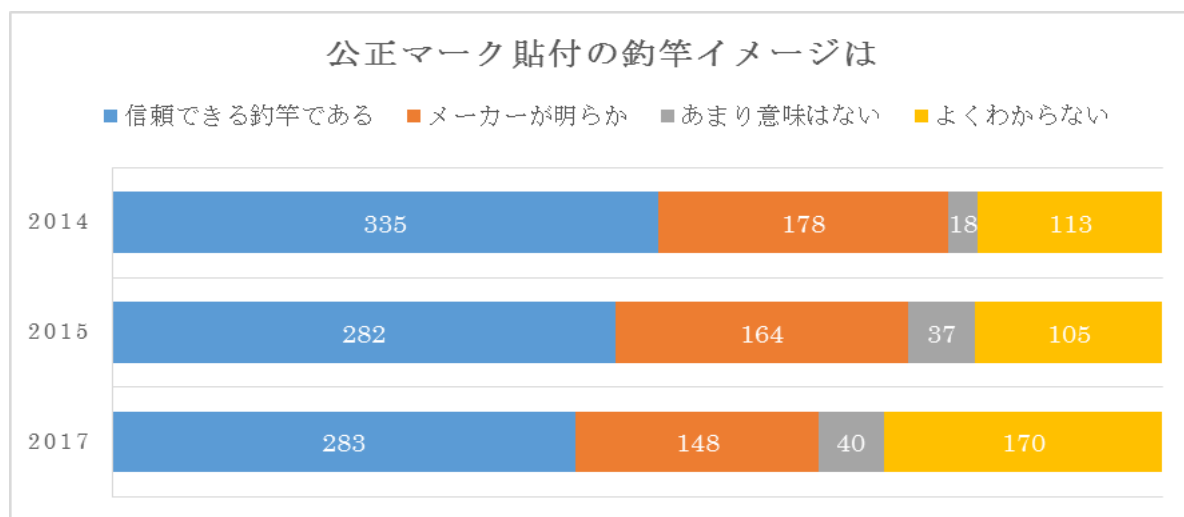
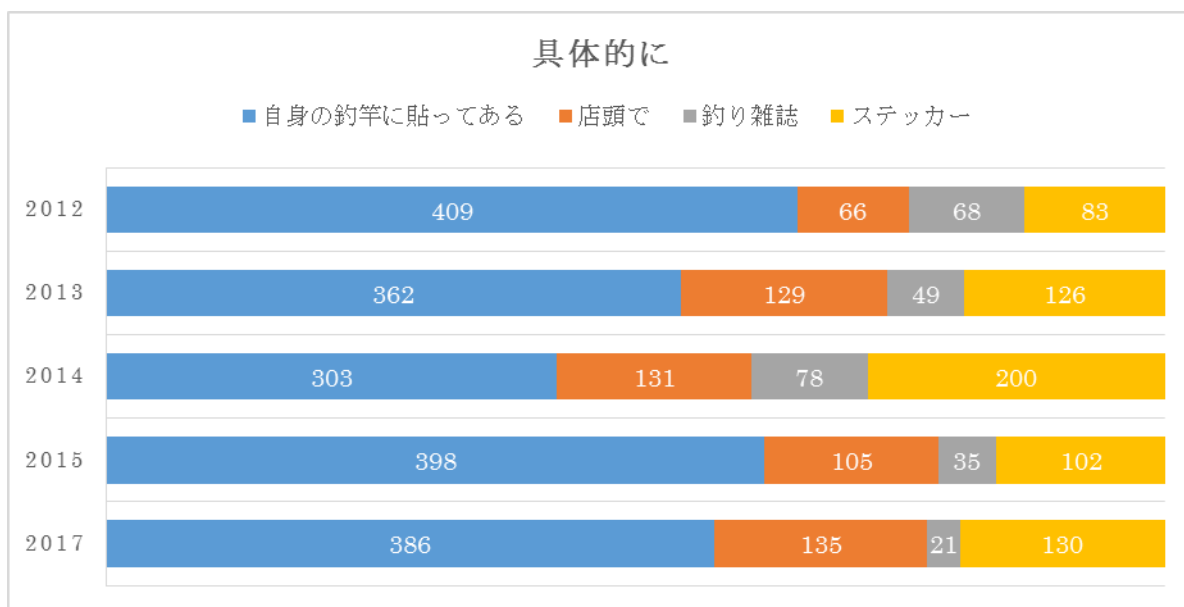
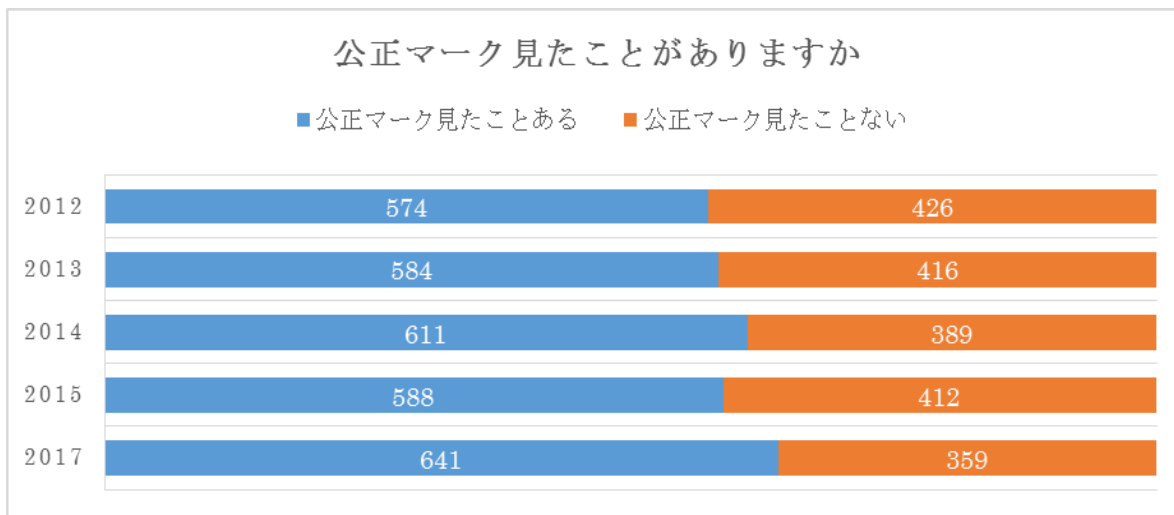




● 小間全体像

● 来場者アンケート（横浜・大阪各500名 合計1,000名）





「釣竿の表示に関する公正競争規約及び同施行規則」の変更 認定・承認される

「釣竿の表示に関する公正競争規約」の第3条第4項第5号6号「先径」「元径」の表示について、各々のメーカーでは計測位置が定まらず一般消費者にとって不利益にならないだろうかということから両フィッシングショー会場で来場者にアンケートを実施し、意見を聞く事から始めました。昨年の定時総会、会員各位によるアンケートの結果を踏まえ、消費者庁担当官と意見を交わしながら規約の変更（案）が取り纏められ、平成28年10月28日に公正取引委員会・消費者庁長官により認定され、同年11月24日に告示されました。

釣竿の表示に関する公正競争規約

変更後	変更前
<p>(釣竿の表示必要事項)</p> <p>第3条 事業者は、釣竿若しくは釣竿に添付するもの又はこれらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。</p> <p>(1) 品名 (2) 釣竿の使用材料別名称表示 (3) 使用材料 (4) 規格 ①全長 ②自重 ③仕舞寸法 ④継数</p> <p style="text-align: right; color: red;">削除⇒ 削除⇒</p> <p>⑤錘負荷</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第6条 事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げる方法によって表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 先径</u> <u>釣竿の先径を表示する場合には、計測位置を竿先の外径とし、その単位をmmで表示する。</u></p> <p><u>(5) 元径</u> <u>釣竿の元径を表示する場合には、その単位をmmで表示するほか、計測位置を併せて表示する。</u></p>	<p>(釣竿の表示必要事項)</p> <p>第3条 事業者は、釣竿若しくは釣竿に添付するもの又はこれらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。</p> <p>(1) 品名 (2) 釣竿の使用材料別名称表示 (3) 使用材料 (4) 規格 ①全長 ②自重 ③仕舞寸法 ④継数 ⑤先径 ⑥元径 ⑦錘負荷</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第6条 事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げる方法によって表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p style="color: red;">←新設</p>

理事会・委員会レポート

【理 事 会】

◆第146回理事会

平成28年9月8日(木)午後3時より横浜・桜木町ワシントンホテル会議室において、次の議題で開催された。

- 第1号議案 平成28年度中間決算見直しに関する件
- 第2号議案 広報・宣伝に関する件
- 第3号議案 「釣竿の表示に関する公正競争規約同施行規則」変更に関する件
- 第4号議案 その他の件
会員対象調査について
 - ①第7回繊維含有率検査について
 - ②平成29年度総会・理事会日程
 - ③釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則変更について



◆第147回理事会

平成28年12月14日(水)午後2時より東京・日本フィッシング開会8階大会議室において、次の議題で開催された。

- 第1号議案 平成28年度中間監査報告について
- 第2号議案 広報・宣伝に関する事業について
- 第3号議案 「釣竿の表示に関する公正競争規約同施行規則」変更に関する件
- 第4号議案 退会に関する件
- 第5号議案 その他の件



釣り研修
金沢八景LTアジ

◆理事会・調査指導委員会合同会議実地調査報告会

平成28年12月14日(水)午後3時45分より東京・日本フィッシング会館8階大会議室において、第147回理事会後、調査指導委員会との合同会議が次の議題で開催された。

議題

1. 第10回会員対象調査について
2. 平成28年度実地調査(店頭調査)について

【調査指導委員会】

◆第36回調査指導委員会

平成28年9月14日(水)午前11時より東京・日本フィッシング会館7階AB会議室において、次の議題で開催された。

議題

1. 平成28年度実施調査(店頭調査)について
 - ①調査方法
全国8ブロックの調査班を構成し、店頭に赴き釣竿の表示実態を調査する。
 - ②調査期間
平成28年10月～12月(原則とし都合により適宜に変更)

◆第10回会員対象調査

平成28年9月14日(水)午後1時30分より東京・日本フィッシング会館6階会議室において、実施された。



消費者庁

News Release

- 三菱自動車工業株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令及び課徴金納付命令並びに日産自動車株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について
平成29年1月27日

●消費者庁は、三菱自動車工業株式会社に対し、景品表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令及び同法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行いました。

また、日産自動車株式会社に対し、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

三菱自動車工業が特約店販売契約を締結する自動車販売業者を通じて供給する軽自動車並びに普通自動車及び小型自動車に係る表示。

日産自動車の特約販売契約を締結する自動車販売業者を通じて供給する軽自動車に係る表示について、景品表示法に違反する行為が認められました。

(詳細は、消費者庁HPを参照して下さい)

三菱自動車工業 燃費不正で課徴金 4.8億円 消費者庁、景表法初命令へ

三菱自動車工業の燃費不正問題で、実際の燃費と懸け離れた広告をしたのは景品表示法違反にあたるとして、消費者庁が三菱自動車工業に4億8千万程度の課徴金納付を命じた。昨年4月施行の改正景品表示法と関係法令に基づき、課徴金納付命令を出すのは初めて。

また、消費者庁は同時に、三菱自動車工業と、同社から車の供給を受けていた日産自動車に再発防止などを求める「措置命令」を出した。

三菱自動車工業は、燃費試験のデータに不正があったと昨年4月に公表。実際の燃費が販売用のカタログの数値を下回っているのに、上回る数値を示していた。

これを受け、消費者庁は三菱自動車工業の担当者から事情を聴き、カタログの提出を求めるなど、表示と実際の燃費との違いを調査した。

その結果、商品の質が実際より著しく良いとの誤解を与える「優良誤認」表示に当たると判断された。

景品表示法の課徴金制度

2013年に全国のホテルや百貨店などで発覚した食材虚偽表示問題を受けて導入され、違反企業に金銭的不利益を負わせることで不当表示への抑止力を高めるのが狙い。

課徴金は昨年4月1日の施行日以降の不当表示が対象で、課徴金の額は不当表示をした商品などの売上額に3%を掛けて算出する。

会 員 動 向

●第147回理事会で退会3社がそれぞれ承認されました。

退会会員

- ・株式会社ウォーターハウス 代表取締役 小栗 一
〒610-0101 京都府城陽市平川横道6-1 TEL0774-58-0313 FAX0774-58-0314
- ・有限会社グラスアイインターナショナル 代表取締役社長 佐藤 充
〒332-0012 埼玉県川口市本町2-6-17 TEL048-223-0103 FAX048-223-6610
- ・株式会社GREPS 代表取締役 三島 克巳
〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-15-3 TEL045-488-1621 FAX0466-26-1600

平成29年度総会・理事会開催日程

●平成29年度総会・理事会開催日程は次の通りです。

- 第149回理事会 平成29年 5月25日(木)
- 第33回定時総会 同
- 第150回理事会 平成29年 9月 7日(木)
- 第151回理事会 平成29年12月13日(水)
- 第152回理事会 平成30年 3月15日(木)

釣竿繊維含有率検査の実施

釣竿の表示に関する公正競争規約「使用材料別名称」の繊維含有率の根拠を表すため繊維含有率検査を外部検査機関にて行っております。

第7回釣竿繊維含有率検査では、会員各位のご協力の基、検体15本を検査機関に提出いたしました。

- ・青森宝栄工業(株)
- ・宇崎日新(株)
- ・(株)オリムピック
- ・(株)下田漁具
- ・征興産業(株)
- ・中央漁具(株)
- ・テーパーアンドシェイプ(有)
- ・(株)ミヤマエ
- ・(有)アングル
- ・(株)ヴァルケイン
- ・(株)34
- ・(株)ジャッカル
- ・谷山商事(株)
- ・(株)ツネミ
- ・(株)天龍

第33回定時総会の資料を作成いたします。
会員各位の皆様には名簿の確認をさせて頂き
ますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

 全国釣竿公正取引協議会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-22-8
日本フィッシング会館5F
TEL 03-3206-1130 FAX 03-3206-1140